

健康福祉部

福祉環境委員会

【所管関係資料】

6月9日提出

目 次

◎所管事項関係

1 「令和7年度歯科保健対策施策報告書」について（健康づくり推進課）	3
2 「令和7年度がん対策施策報告書」について（健康づくり推進課）	7
3 由利本荘・にかほ地域における秋田県立衛生看護学院サテライトの設置について（医療人材対策室）	12
4 秋田県立衛生看護学院の授業料等の改定について（医療人材対策室）	14

【別冊】

1 令和7年度歯科保健対策施策報告書（健康づくり推進課）	
2 令和7年度がん対策施策報告書（健康づくり推進課）	

「令和7年度歯科保健対策施策報告書」について

健康づくり推進課

1 趣旨

「秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例」の規定に基づき、令和7年度の歯科保健対策の推進に関し、県が講じた施策について明らかにする。

2 歯科保健対策の推進方針

- ・対象を「乳幼児・学齢期」・「成人期」・「高齢期」・「障害者・要介護者等」・「全世代」の5つのライフステージ等に分類
- ・それぞれを対象に、普及啓発と環境整備の2つの視点で施策を実施

3 施策内容

(1) 歯科保健対策事業（表彰事業）

- ・幼児及びその親を対象とした「親子よい歯のコンクール」において、116組を表彰
- ・高齢者を対象とした「8020いい歯の表彰」において、109人を表彰
- ・「臼井記念歯科保健功労賞」において、模範となる歯科保健活動を実践した保育園等9施設を表彰

(2) 歯科保健医療推進事業

①口腔保健支援センター推進事業

- ・学校や社会福祉施設等を訪問し、歯科保健指導を実施（訪問施設328か所・参加者7,370人）
- ・フッ化物洗口推進のため、幼稚園・保育所（園）、学校等で、技術支援や普及啓発を実施（洗口実施率 R7：78.9%）

② 8020 運動推進特別事業

- ・地域課題をテーマとした一般市民向け研修会等を開催（8 地区開催、参加者 302 人）
- ・多職種連携を促進するため、フッ化物洗口やオーラルフレイルに関する研修会を開催（2 回 参加者 215 人）

③ 健口づくり連携推進事業

- ・口腔衛生管理や歯科保健医療提供体制等に関する検討会を 4 回実施
- ・介護施設等での口腔衛生管理に関する研修会を開催（2 回 参加者 145 人）
- ・災害時の歯科保健医療に関する研修会を開催（1 回 参加者 35 人）
- ・オーラルフレイル予防対策を支える歯科衛生士、歯科技工士を育成するための研修会を開催（4 回 参加者 162 人）
- ・地域の歯科保健医療を支える歯科衛生士の課題解決を支援するサロンを開催（3 回 参加者 45 人）
- ・働き盛り世代の口腔機能向上のため、協力企業の従業員を対象として、定期的な歯科保健指導等のオーラルフレイル予防プログラムを実施（6 企業 参加者 52 人）

④ 災害時歯科保健医療提供体制整備事業

- ・災害時の歯科医療や口腔ケア等の歯科保健活動実施に必要なポータブルユニット（携帯型歯科ユニット）等の器具・器材の整備費用に対し助成することにより災害時における歯科保健医療提供の確保を図った。
- ・補助対象：一般社団法人秋田県歯科医師会

（3）妊婦歯科健康診査事業

- ・市町村に対し、妊婦歯科健康診査に要する経費の一部を助成（利用率 R7：60.8%）

4 秋田県歯と口腔の健康づくりに関する基本計画に掲げる目標の現状値

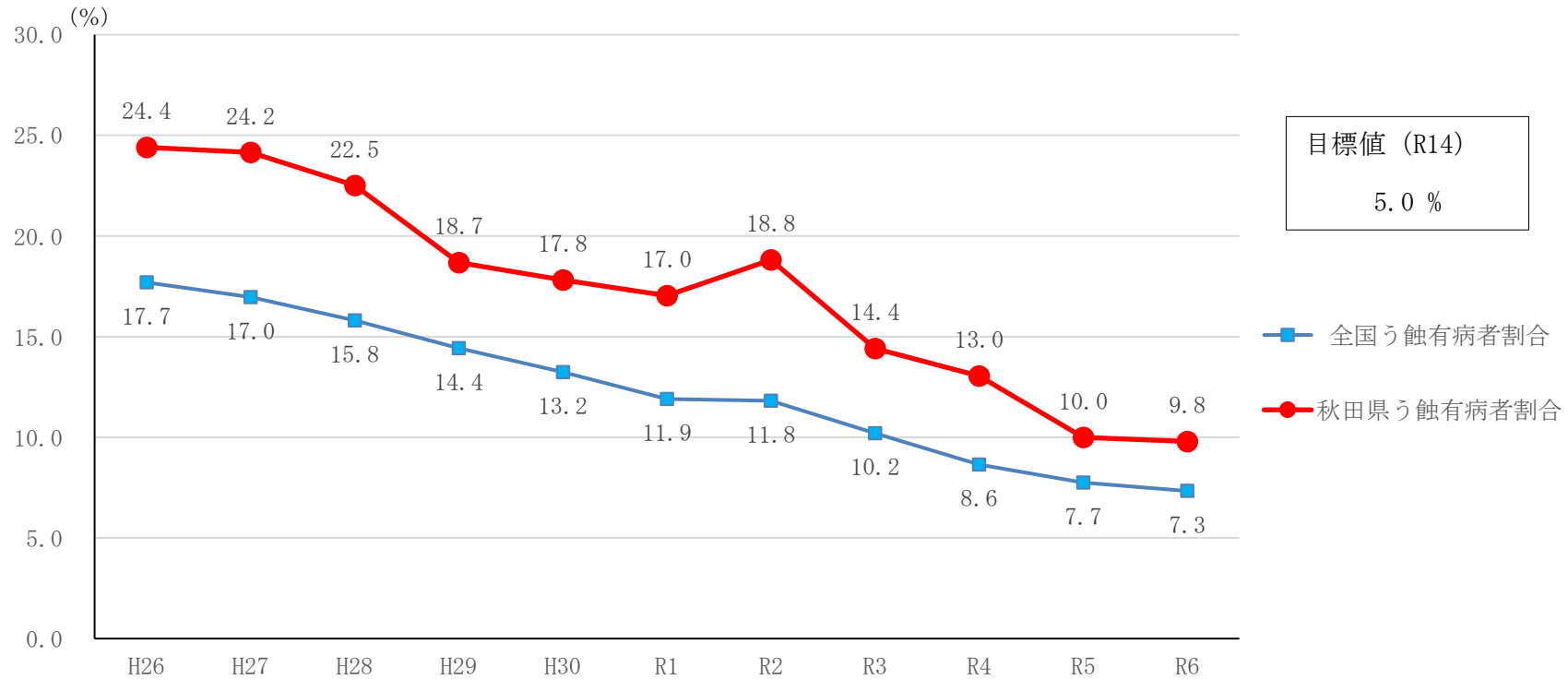
（1）妊婦歯科健診受診者の割合（%）

- ・基準値（R4）：58.8% ・現状値（R7）：60.8% ・目標値（R14）：90.0%

(2) 妊婦歯科健診受診者における異常なしの割合 (%)

・基準値 (R4) : 19.6% ・現状値 (R7) : 22.9% ・目標値 (R14) : 29.6%

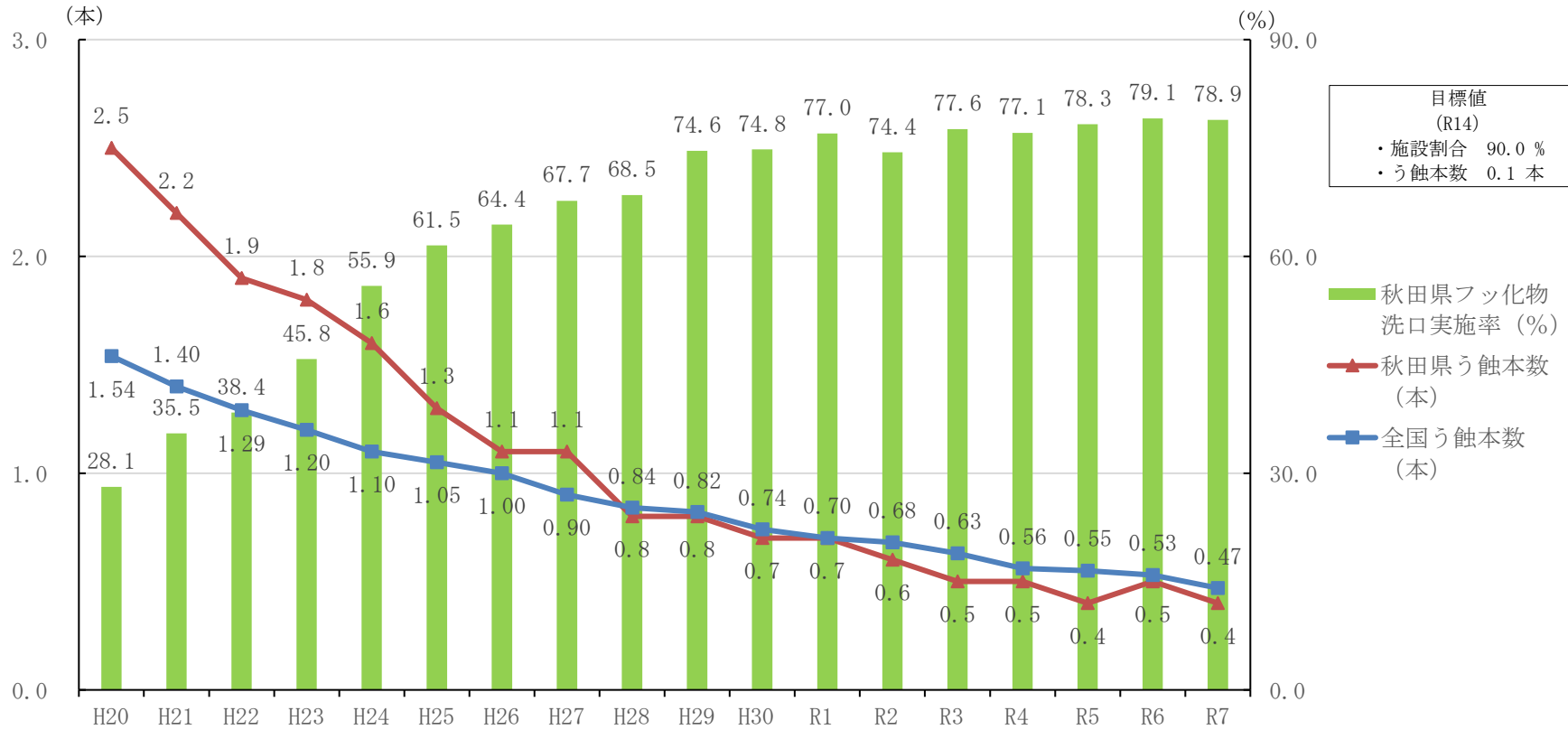
(3) 3歳児のう蝕有病者割合 (%)



資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

※ 令和7年度値は公表前のため、グラフは令和6年度値を反映

(4) 12歳児の1人平均う蝕本数(本)とフッ化物洗口を実施している施設等の割合(%)



資料：文部科学省「学校保健統計調査」
秋田県健康づくり推進課「フッ化物洗口実施状況調査」

「令和7年度がん対策施策報告書」について

健康づくり推進課

1 趣旨

「秋田県がん対策推進条例」の規定に基づき、令和7年度のがん対策の推進に関し、県が講じた施策について明らかにする。

2 がん対策の推進方針

- ・がん予防の推進、がん医療・緩和ケアの充実、がん患者等への支援など、多岐にわたる分野の取組を総合的かつ計画的に実施する。
- ・がん予防にあつては、生活習慣の見直しやがん検診を受けやすい環境の整備、がん医療にあつては、がん医療人材の育成と、より質の高い医療提供体制の整備等に重点的に取り組む。

3 施策内容

(1) がん予防

①がんの1次予防

- ・受動喫煙に関する県民・事業所等からの相談・苦情や健康増進法・秋田県受動喫煙防止条例の規定に関する問い合わせ等に対応したほか、事業所訪問や説明会・出前講座を通して、法と条例の趣旨等について説明

(取組状況)

通報件数	相談件数			事業所訪問	説明会・出前講座	
	電話	メール	来庁		実施回数	参加者数
3件	36件	0件	1件	33件	8回	267人

- ・新規就職者向けに喫煙防止啓発資材を作成・配付（3,914個・66か所）
- ・大学・専門学校と連携し、大学生等にたばこの害に関する講義を実施（20校、参加者1,469人）
- ・児童向けに受動喫煙防止のためのリーフレットを作成し、小学校や放課後児童クラブにおいて講義を実施（16か所、参加者635人）
- ・「減塩」や「野菜・果物摂取」を目指した「秋田スタイル健康な食事」の認証制度の普及を図り、新たに9店舗（31メニュー）を認証（累計39店舗（167メニュー））

- ・栄養出前講座（秋田県栄養士会委託事業）やイベント等で推定野菜摂取量を測定し、結果を基にアドバイスを実施
- ・働き盛り世代における運動習慣の定着化を図るため、スマートフォンアプリを活用したチーム対抗型のウォーキングイベントを実施（64チーム、281人参加）
- ・自宅でできる軽運動動画について、ウェブサイト「秋田健」やSNSを通じての啓発を実施（18種類）
- ・HPVワクチンのキャッチアップ接種の希望者が、経過措置を含めて、接種機会を逃すことのないように、SNS・ポスター・テレビCMなどで広報し、市町村等への働きかけを行うとともに、定期接種についてもホームページを通じた周知を実施

②がんの2次予防（がん検診）

- ・市町村が実施する胃がん検診について、受診者自己負担額を軽減又は無料化する経費に対し助成（X線検査1,955人、内視鏡検査1,040人）
- ・市町村が実施する大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診について、コール・リコールによる受診勧奨を要件に、受診者自己負担額を軽減する経費に対し助成（大腸がん2,524人、肺がん1,986人、子宮頸がん1,826人、乳がん1,890人）
- ・市町村が実施する子宮頸がん検診について、若年女性の受診促進及び受診の習慣化を図るため、22歳、24歳、26歳及び28歳を対象として受診者自己負担額を軽減又は無料化する経費に対し助成（1,325人）
- ・かかりつけ医等からの受診勧奨を行い、未受診者へ健（検）診の受診を促す取組を実施

（2）がん医療

- ・地域がん診療連携拠点病院等に対し、がん相談支援センターの運営等に要する経費を助成（11病院）
- ・秋田大学医学部附属病院に配置する専門医を県内のがん診療連携拠点病院等へ派遣し、がんゲノム医療及び緩和医療に係る指導・助言・実践等を行う経費に対し助成
- ・緩和ケア提供体制の整備を図るため、病院等において緩和ケアに携わる医療従事者等を対象に、緩和ケア病棟、訪問診療等における実践的な研修を秋田県緩和ケア研究会に委託して実施（研修受入7施設、参加者31人）
- ・地域がん診療連携拠点病院等が実施する緩和ケア研修会に対し助成
（修了者数：医師・歯科医師78人、看護師・薬剤師等63人）
- ・妊よう性温存療法や温存後生殖補助医療に要する費用に助成（妊よう性温存療法8件、温存後生殖補助医療0件）

(3) がんとの共生

- ・がんサロン交流会の開催、冊子作成及びイベント等での配布によるがんサロンに関する情報発信を実施したほか、がんサロン活動費等に要する経費を助成（3団体）
- ・若い世代に対してがんに関する正しい理解を促進するため、「若い世代からのがん教育講座」を実施（参加者10人）
- ・がん治療に伴い医療用補正具を購入する患者への助成（ウィッグ400人、乳房補正具49人）
- ・在宅療養を希望する若年がん患者の福祉用具利用への助成（3件）

(4) 基盤の整備

- ・国立がん研究センターと共に、がん・循環器疾患の罹患等について調査する多目的コホート研究事業を実施
- ・県内の中学校等15校で「がん教室」を実施したほか、各種キャンペーン・フォーラム等を共催・後援（共催・後援：7事業）
- ・がん罹患等に関するデータを収集し、がん登録を実施（15,398件）

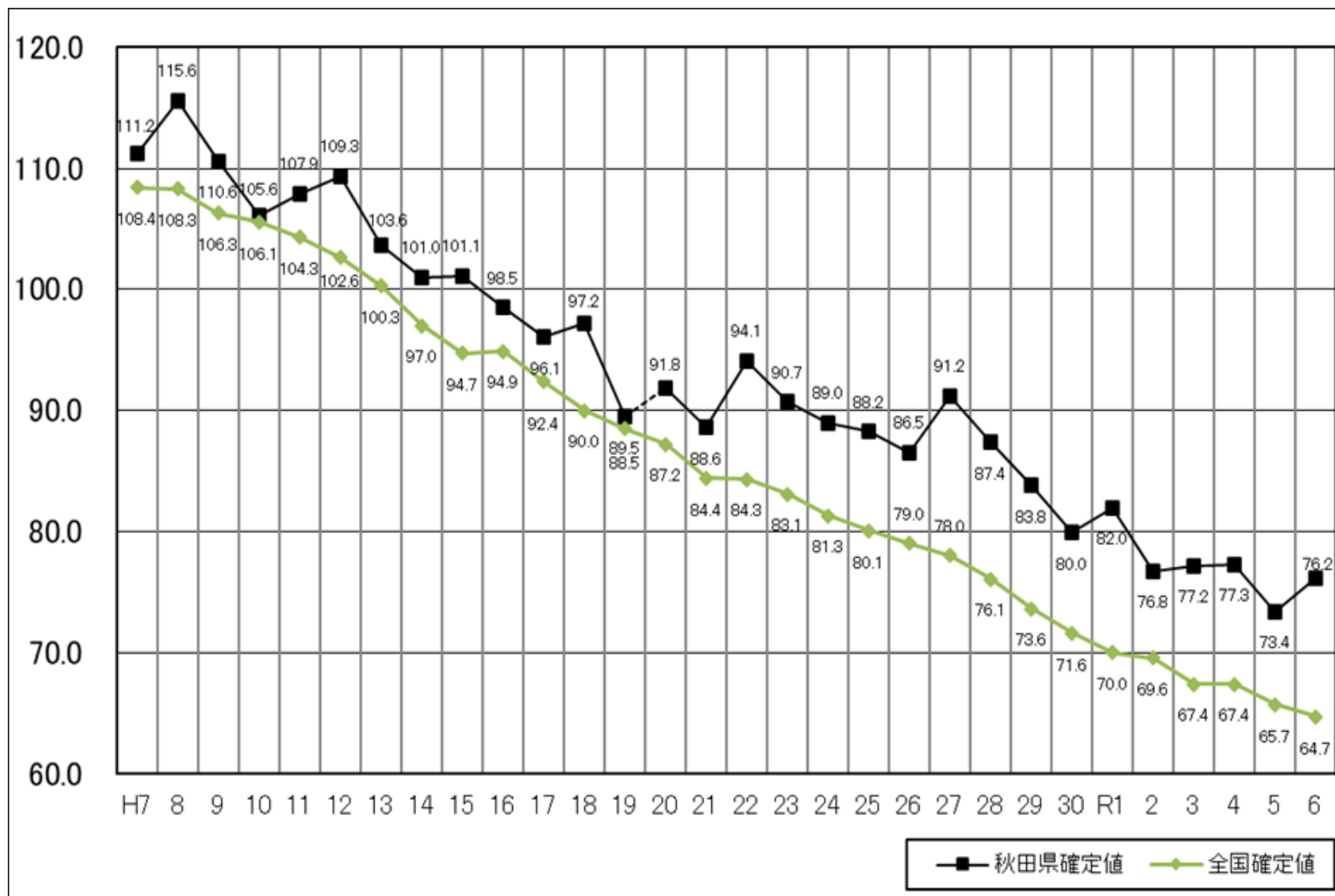
4 秋田県がん対策推進計画に掲げる目標の現状値

(1) がんによる死亡

75歳未満年齢調整死亡率

目標値 (R11)

60.1



(出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(人口動態統計))

(2) がん検診の受診率 (%)

区 分		平成22年	平成25年	平成28年	令和元年	令和4年
胃がん	秋田県	37.3	47.1	46.8	55.8	52.3
	全国	32.3	39.6	40.9	49.5	48.4
大腸がん	秋田県	31.2	45.5	48.0	48.8	50.3
	全国	26.0	37.9	41.4	44.2	45.9
肺がん	秋田県	28.8	50.9	53.8	57.2	55.4
	全国	24.7	42.3	46.2	49.4	49.7
子宮頸がん	秋田県	42.3	47.2	45.2	46.3	45.9
	全国	37.7	42.1	42.3	43.7	43.6
乳がん	秋田県	42.5	47.4	46.5	48.4	46.3
	全国	39.1	43.4	44.9	47.4	47.4

目標値 (R11) 60%

(出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」)

※ 受診率の算定対象年齢は40歳から69歳(胃がん検診は50歳から69歳、子宮頸がん検診は20歳から69歳)

由利本荘・にかほ地域における秋田県立衛生看護学院サテライトの設置について

医療人材対策室

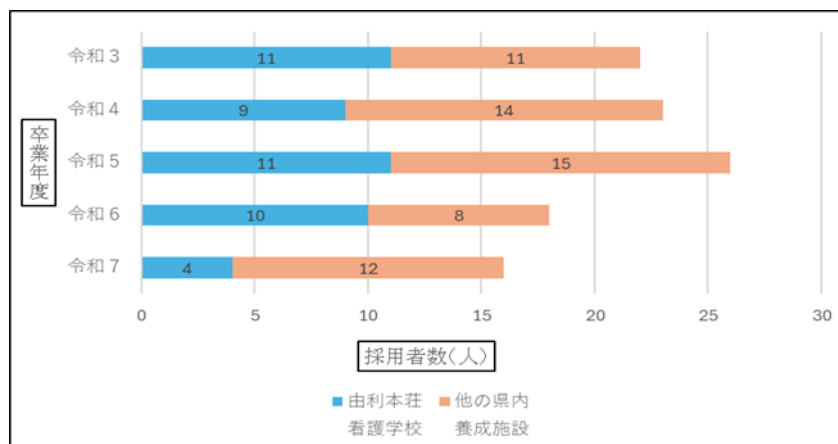
1 サテライトの設置について

地域の看護職員養成機能の維持のため、令和9年4月から県立衛生看護学院サテライトを由利本荘・にかほ地域に設置する。

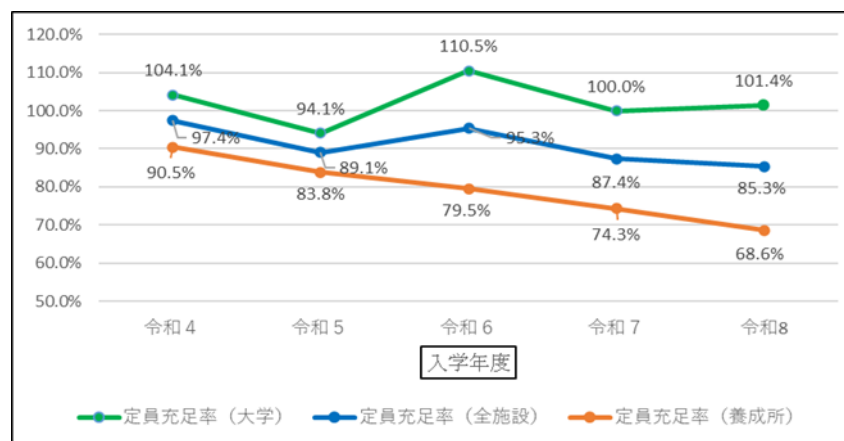
サテライト設置を必要と考える理由

- ①看護職員不足が全県的な課題である中、地域で人材を確保するためには地域の養成機能の維持が重要。
- ②看護学生が減少し、各養成施設が学生確保に苦慮する中では小規模での運営とならざるを得ず、サテライト設置を検討。

[資料1] 由利本荘・にかほ地域の病院の採用状況



[資料2] 県内看護師養成施設の定員充足率（入学者）



2 これまでの検討（2月県議会以降）

- ①由利本荘市・にかほ市、由利本荘医師会と今後の方向性について、改めて協議。
- ②県立衛生看護学院サテライトの設置場所として、由利本荘看護学校の建物を活用すべく、所有者である由利本荘医師会と協議。
- ③サテライトの教育体制とそれに伴う事業費については、引き続き検討中。

3 現時点における方向性

項目	内容
開始時期	令和9年4月
設置場所	由利本荘看護学校の建物・設備を無償貸借
入学定員	15人
授業形式	座学は遠隔（オンライン）授業を中心とし、週のうち数日は本校に移動して、手技等の演習を対面授業で受けることを検討
実習先	地域で養成することを踏まえ、由利本荘・にかほ地域内の医療機関等を想定して準備
由利本荘看護学校	在校生が卒業する令和10年度末まで、由利本荘看護学校は存続

4 今後検討していく事項

[教育体制等の整備]

(1)授業体制の詳細な検討

①遠隔・対面授業の区分やカリキュラムの編成、②実習先の確保、③本校・サテライト間の移動手段の検討 等

(2)必要な人員・設備の検討

①教育の質を担保する教員配置の検討、②遠隔授業に必要な機器・設備・通信環境の整備 等

[学生の確保]

(1)高校生等へのPR

①教育内容の周知活動、②地元自治体2市等と連携した地域における学生確保策の推進 等

5 今後の主なスケジュール（予定）

令和8年7月～ 募集要項配布

令和8年8月～ 願書受付（総合型選抜、学校推薦他）

令和8年9月 具体的な学校運営の方向性の説明、衛生看護学院学則の改正

令和8年9月～ 入学試験（総合型選抜、学校推薦他）

令和9年3月 当初予算案審議

令和9年4月～ サテライト設置

秋田県立衛生看護学院の授業料等の改定について

医療人材対策室

1 改定の趣旨について

県立衛生看護学院の運営経費について、物価や人件費の高騰などにより増加傾向であることから、看護職員の養成を安定的かつ持続的に行うため、受益者負担の適正化の観点から、授業料等の改定を行う必要がある。

【参考1】 県立衛生看護学院の歳出推移

区分	R 4	R 5	R 6	R 7 〔当初予算 ベース〕	R 8 〔当初予算 ベース〕
歳出（千円）	270,065	275,687	281,449	309,783	319,659
人件費（正職員）	203,894	204,246	212,340	228,375	238,329
運営経費	66,171	71,441	69,109	81,408	81,330
4/1時点の定員充足率（％）	98.6	97.2	92.4	94.5	97.2
学生1人当たりの費用（千円）	1,889	1,955	2,100	2,261	2,267

2 これまでの経緯

- ① 授業料及び入学料は、令和5年度に15年ぶりに改定。
- ② 令和5年度の改定は、新たなカリキュラム実施に係る経費の増加分を見込んだもの。
- ③ 物価高騰を理由とした改定は、入学受験手数料が平成12年、授業料及び入学料が平成20年以来行われていない。

3 改定額の考え方について

これまでの物価高騰について反映しつつ、他都道府県との均衡も考慮しながら、以下の2つの視点で検討した。

【視点1】 消費者物価指数基準（H20-R8.4）に基づく改定

上記期間の変動率(15.8%)に基づく上昇分の全額を転嫁する。

【視点2】 都道府県立看護師養成所の平均額までの改定

他の都道府県立看護師養成所の金額を踏まえつつ、現行金額から著しい引き上げとならないよう調整する。

4 改定内容について（案）

手数料の区分	現行料金	改定案	差額	改定率	備考
授業料（月額）	10,900	14,300	3,400	31.2%	他都道府県平均 :14,308円
入学料	6,650	10,000	3,350	50.4%	他都道府県中央値 :10,000円（平均：31,369円）
入学受験手数料	4,000	6,200	2,200	55.0%	他都道府県平均 : 6,208円

※ 入学料については、授業料や入学受験手数料に比べ、最高額と最低額の差が大きく、平均まで引き上げると現行の4倍以上となることから中央値を採用することとする。

5 適用時期について

授業料：令和9年度入学生から適用（令和8年度までに入学した在校生は据え置き）

入学料及び入学受験手数料：令和9年度中に支払うものから適用（令和10年入学に向けた受験生等から適用）

6 経済的負担の軽減措置について

国における「高等教育の修学支援新制度」（令和7年度からは、多子世帯の学生に対する減免制度が拡充）により、授業料等の減免又は免除並びに給付型奨学金制度が行われており、衛生看護学院も対象となっている。

また、衛生看護学院独自の授業料減免制度も設け、経済的負担の軽減にも配慮している。

7 スケジュール

令和8年9月議会 条例案改正を審議

令和9年4月 授業料等の改定

【参考2】 県内看護師養成所の授業料等

学校名	授業料	入学金	入学受験 手数料	授業料 改定時期
秋田しらかみ看護学院	600,000	300,000	27,000	H16
中通高等看護学院	600,000	300,000	0	H27
由利本荘看護学校	600,000	250,000	25,000	H17
秋田看護学校	600,000	300,000	20,000	H18
県立衛生看護学院（現行）	130,800	6,650	4,000	R5
県立衛生看護学院（改定後）	171,600	10,000	6,200	